**有田焼以外の取り扱い業者様用**

**有田ふるさと納税お礼の品及びふるさと納税事業者募集要領**

**Ⅰ．募集期間**

平成２８年４月６日までです。

**Ⅱ．応募方法**

1. 様式第１号の申請書に必要事項を記入し、様式第1号-2（お礼の品概要説明）と　　　お礼の品画像、様式第２号の誓約書を添えて有田商工会議所まで持参又はメールで提出ください。
2. 上記の募集期間内に必着厳守下さい。

**Ⅲ．応募の要件**

1．事業者は、本店、支店、営業所のいずれかを、有田町内に有することとします。

2．有田商工会議所会員事業所とします。

3．お礼の品は、有田町で生産、製造、加工、販売、サービスが提供されており、全国に向けて有田町の魅力発信に繋がるような商品とします。

4．お礼の品の点数は、1事業者あたり原則3点までとします。（事業者数が多いため上限を設けます）但し、有田商工会議所が必要と認めた場合はこの限りではありません。

5．お礼の品は、１品あたり納税額の4割程度（商品代、消費税、梱包・送料も含む）とし、お礼の品の価格は上限を400,000円とします。

（金額一覧については様式第1号-3を確認下さい）

　　 尚、価格については、有田商工会議所と事業所の双方で協議し確定します。

6．商品は、「単品」「詰め合わせ」のどちらでもかまいません。

　 7．お礼の品発送については、各社にて梱包、発送をしていただきます。

**Ⅳ．ふるさと納税お礼の品及びふるさと納税事業者の承認**

1. 応募いただいたふるさと納税お礼の品及びふるさと納税事業者につきましては、選考委員会においてその承認について選考を行います。
2. 選考委員会における選考結果については、選考委員会開催翌日に申請者へ通知いたします。
3. ふるさと納税お礼の品及びふるさと納税事業者の承認の有効期間は、業務委託契約締結日より平成２９年３月３１日までとなります。
4. ふるさと納税お礼の品及びふるさと納税事業者の承認の有効期間が切れた場合は、様式第３号の物品購入承認・業務委託契約書を再提出することによって、選考委員会に諮ることなく当該年度の承認を得ることができます。
5. 選考委員会が、ふるさと納税お礼の品として適当でない、又はふるさと納税事業者として適当でないと認めた場合は承認せず、また承認を得た後であっても適当でないことが判明した場合には、承認を取り消すことがあります。

**Ⅴ．契約・支払方法**

1．承認を受けたふるさと納税事業者は有田商工会議所とふるさと納税お礼の品の配送に係る業務委託契約を締結します。契約期間は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日 までとします

　2．事業者は、お礼の品の金額に件数を乗じた額を月末で締め、有田商工会議所に翌月5日までに請求書を提出します。

　3．有田商工会議所は、5日までにいただいた請求金額を当月末に事業者へ支払います。

**Ⅵ．ふるさと事業者のメリット**

1. 承認されたふるさと納税お礼の品及びふるさと納税事業者については、ふるさと納税用ホームページや広告物にて事業者名、ふるさと納税お礼の品名及び画像等を掲載します。
2. 町の依頼に基づき、寄付者へふるさと納税お礼の品を送付する際に、ふるさと納税事業者のパンフレットなどを同封し、事業者のＰＲ や販売促進活動を広く行うことができます。

**Ⅶ．個人情報の取扱い**

1. 本事業で得た個人情報の扱いについては、有田町個人情報保護条例及び関係法令を遵守しなければならず、業務の遂行にあたり当所が提供した寄付者の個人情報については、ふるさと納税お礼の品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、寄付者からふるさと納税事業者へ直接 連絡があった等の経緯により改めて入手した個人情報についてはこの限りではありません。

**Ⅷ．その他留意事項**

1. その他応募及び業務の遂行に必要な事項については、有田商工会議所と事業者双方で協議のうえ適切に対処する事とします。
2. 多くの企業から同一商品の応募があった場合、有田商工会議所への応募の到着順に審査を行うため、先に応募いただいた企業のお礼の品をふるさと納税お礼の品に承認します。情報公開までにはデータの調整等システム的な時間が必要となるため、データが整い次第、順次情報を公開していきます。